

陳 情	受 理 番 号	117	受 理 年 月 日	令和5年6月9日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する陳情					

2021年の人口動態統計の確定数(厚生労働省)によると国内の婚姻件数は501,138組で、離婚件数は184,384組であった。およそ3組に1組が離婚し、毎年20万人以上の未成年の子どもが親の離婚を経験する。離婚後の親権について欧米諸国は原則、父母が共同で子どもの監護・教育に関わる「共同親権」である。一方、日本は父母の一方を親権者と定める「単独親権」制度を採っている。

我が国では、離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶たない。一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じている。子どもが両親から愛情と養育を受け続けることは、子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。民法第766条に規定されるとおり、未成年の子どもにとって、養育費の支払いと面会交流は、どちらも不可欠なものである。また面会交流は、我が国も批准した児童の権利に関する条約第9条3において保障されており、法務省が現に配布している「手引き」には、離婚する際には「養育費」と「面会交流」の両方の取決めをすることを夫婦に求めている。しかし、全国的にも養育費の受け取りは、「受け取っていない」が大半を占めており、離別時に「受け取りの取決めをしていない」という回答が大半を占め、面会交流についても離別時から行っていないという回答は約4割となっている。

法務省が研究を委託した「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」(研究代表者: 棚村政行早大教授)では、「面会交流の取決めがある者は、同時に、養育費の取決めをしていることが多い」と報告されている。

よって那覇市議会に対し、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び防止するため、次の事項を盛り込む諸施策の拡充を強く求めるものである。

記

1 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもの最善を考慮し、適切な場所に戻し、養育について話し合うこと。話し合いに応じず、連れ去りを続ける場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

(※ただし、児童虐待やDV等の事情がある場合等には、特別な配慮がされなければならない。)

2 面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の権利性を明確化し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす親子が会えることとすること。

3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

4 養育計画作成の制度化

子どもと離れて暮らす親との面会・養育の義務化（特段の事情が無い場合）及び養育費の取り決めを明記した離婚時の共同養育計画作成を制度化すること。

~~以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。~~

以上の内容に付いて、地方自治法第99条の規定により意見書の提出を求める。